

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年8月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

4件

国民年金関係

4件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800048号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800018号

第1 結論

平成6年3月から平成9年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月1日から平成9年7月16日まで

私は、平成6年3月にパートタイマーから正規職員になり、収入が増加することに伴い夫の扶養を外れることになった。職場は厚生年金保険の適用がなかったため、自分で国民年金に加入し、A市役所の国民年金課で定期的に保険料を納付していた。

請求期間の納付記録が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係るオンライン記録によると、請求者は、昭和61年4月1日から国民年金保険料の納付を要しない第3号被保険者としての資格を取得したが、その後、平成6年3月1日に夫の健康保険の被扶養配偶者から除かれたため、請求期間について本来は第1号被保険者となるべきところ、従前のまま第3号被保険者として記録管理されていたことが確認できる。

一方、日本年金機構は、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)の施行(平成25年7月1日)を受け、請求者は平成6年3月1日において第1号被保険者への種別変更届の届出を要する者であったとして、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更(平成6年3月1日)に係る入力処理を平成27年12月3日に行い、当該入力処理日以後、請求者の請求期間については、国民年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間(以下「時効消滅不整合期間」という。)として記録管理されていたことが認められる。

また、請求者の基礎年金番号は、日本年金機構において発生した個人情報流出事故(平成27年6月1日公表)を受けて変更されているところ、請求者から提出された平成20年7月16日付けのねんきん特別便年金記録のお知らせ(基礎年金番号の変更前)の写し及び平成27年9月11日付けの国民年金・厚生年金保険年金証書(基礎年金番号の変更後)の写しにより、これらの書類が作成されたいずれの時点においても請求期間に係る請求者の国民年金被保険者

種別は第3号被保険者として記録管理されていたことが確認できることから、請求者に対して請求期間に係る納付書は発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者が請求期間当時に国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金手帳記号番号又は基礎年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800053号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800020号

第1 結論

昭和58年2月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年2月から昭和61年3月まで

会社を退職後の昭和58年2月に国民年金の再加入手続をしたが、3年分くらいは国民年金保険料を納付していなかった。その後、昭和61年4月頃に、国民年金保険料の督促状と2枚の納付書が送付されてきたので、妻に依頼し、郵便局で約30万円を一括納付したのに、請求期間の国民年金保険料の納付記録がないことに納得できない。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、昭和61年4月頃に請求期間の保険料を一括で納付したと主張しているが、当該時点では、請求期間のうち昭和58年12月以前の保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付金額について約30万円と回答しているところ、請求者が納付したとする時点で遡って納付可能な昭和59年1月から昭和61年3月までの保険料の合計額は17万3,010円であり、請求者の主張とは相違する。

さらに、請求者及び請求者の妻は、請求期間の国民年金保険料を一括納付した昭和61年4月頃の後の期間に係る国民年金保険料については年1回まとめて納付しており、未納にしたことや遡って納付したことはない旨陳述しているが、オンライン記録によると、昭和63年6月6日に、過年度分の保険料が未納となっている者に対して発行される過年度納付書が作成されていることから、請求者には、昭和61年4月以降に未納期間があったことが推認できる。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800056号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800019号

第1 結論

昭和59年6月から昭和62年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年6月から昭和62年6月まで

私は、請求期間当時、文具店を営んでおり、多忙のため手が離せず国民年金保険料を納めに行くことができなかったが、借りていた店舗が地上げに合い、立ち退き料約540万円を受領して文具店を閉店した。

私は、その立ち退き料を持って昭和62年6月頃に国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった請求期間の国民年金保険料数十万円を納付した。保険料を納付した場所はA市役所の年金窓口だったと思う。

請求期間の国民年金保険料の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は昭和62年6月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付した旨を主張しているものの、オンライン記録における請求者及び請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)前後の被保険者に係る資格記録の入力処理日(平成3年4月1日)から、請求者が加入手続を行った時期は平成3年3月頃であると推認でき、当該加入手続時点において請求期間に係る保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索によっても、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することはできない。

なお、請求者から提出された年金手帳の写しによれば、請求期間に対応する昭和59年6月1日から昭和62年7月1日までの期間について第1号被保険者である旨の記載が認められるが、請求者に係るオンライン記録によると、請求期間のうち昭和59年6月から昭和61年3月までの期間は国民年金に未加入の期間とされている。

このことについては、昭和61年4月1日前において、被用者年金制度の老齢給付の受給資格要件たる期間を満たしている者は国民年金の強制適用被保険者から除外されていたところ、

請求者は、昭和 59 年 6 月 1 日時点で厚生年金保険の老齢給付の受給資格要件たる期間を満たしており、年金手帳に記載された被保険者期間のうち昭和 59 年 6 月 1 日から昭和 61 年 3 月 31 日までの期間は国民年金の強制適用被保険者に該当せず、法律上の加入義務がないこととなる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第1800057号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (国) 第1800021号

第1 結論

昭和47年*月から昭和51年6月までの請求期間、同年7月から昭和56年6月までの請求期間、昭和61年4月から昭和62年12月までの請求期間及び平成元年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和47年*月から昭和51年6月まで
② 昭和51年7月から昭和56年6月まで
③ 昭和61年4月から昭和62年12月まで
④ 平成元年4月から同年10月まで

請求期間①については、私が20歳となった昭和47年*月に実家に国民年金の案内が届いたので、私の父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

請求期間②については、昭和51年に結婚し住所を変更すると、新住所へ納付書が届くようになり、最初の1、2年ぐらいは自分で市役所の出張所や銀行で納付し、その後は口座振替を利用して納付した。

請求期間③及び④については、昭和61年に夫が病院を開業してからは夫の保険料も一緒に納付し、私は、付加保険料も含めて口座振替により納付していた。

口座振替を利用している期間に、口座振替不能となったときは、送付された納付書で保険料を納付したこともある。

請求期間の保険料は全て納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①については、請求者は、20歳となった昭和47年*月に国民年金の案内が届いたことから、請求者の父親が、請求者の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた旨主張しているが、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、昭和56年7月22日に請求者が国民年金の任意加入被保険者資格を取得したことにより払い出されたものであり、請求者の

主張と符合しない上、当該払出時点では、請求期間①の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求者は、昭和 47 年 * 月に父親が請求者の国民年金の加入手続を行った後に、父親から年金手帳を受け取ったと主張しており、請求者の主張どおりであれば、請求者に対して前述の国民年金番号以外の国民年金番号が払い出されていたことになるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間①に係る保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の父親は既に亡くなっていることから、当時の状況が不明である。

請求期間②については、請求者が婚姻後の期間であり、請求者の夫は請求期間②に相当する期間のうち、昭和 51 年 12 月から昭和 52 年 5 月までの期間及び昭和 54 年 7 月から昭和 55 年 4 月までの期間を除いた期間については、厚生年金保険等の被用者年金に加入していることから、配偶者である請求者にとって、当該期間は、本人の申出によりその申出日に任意加入被保険者資格を取得できる期間であり、昭和 56 年 7 月 22 日に任意加入被保険者資格を取得した時点では、遡って国民年金被保険者になることができない。

また、請求者が所持する年金手帳、日本年金機構が保管する年度別納付状況リスト（昭和 59 年 5 月 10 日現在）及びオンライン記録のいずれにおいても、請求期間②は国民年金の未加入期間とされており、請求者に対して納付書は発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできない。

請求期間③及び④については、請求者は、請求者の夫も当該期間の保険料を一緒に納付した旨主張しているものの、請求者の夫の国民年金番号は、国民年金被保険者資格の入力処理日（平成 2 年 4 月 3 日）により平成 2 年 4 月頃に払い出されていたものと推認でき、当該払出時点においては、昭和 62 年 12 月以前の国民年金保険料は時効により納付できない期間であることからすると、夫と一緒に納付したとする請求期間③は請求者の主張と符合しない上、請求者の請求期間③及び④に相当する夫の国民年金の保険料は未納である。

また、請求期間④については、オンライン記録により、請求者及びその夫は、請求期間④直後の平成元年 11 月から平成 2 年 3 月までの期間の保険料を平成 3 年 12 月 20 日に過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で請求期間④の保険料は時効により納付することはできない。

そのほか、請求期間①、②、③及び④について、請求者が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。